

令和3年5月20日

保護者様

羽島市立堀津小学校

校長 石垣 時広

まん延防止等重点措置区域の指定をうけた対応について

新緑の候 皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、見出しの件について、本県では新型コロナウイルス感染症の感染拡大が広がり、5月7日より「まん延防止等重点措置区域」の指定を受けています。これを受けた羽島市教育委員会の指導を受け、「まん延防止等重点措置区域」の指定期間中（令和3年5月末まで）、下記のように対応いたします。感染の収束に向けて、ご協力をお願いいたします。

記

1 発熱等の症状がある場合

・児童本人の場合

・・・自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経るまでの期間。医師の判断を経た後が望ましい）

・同居の家族など一定の接触がある人の場合

・・・自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経るまでの期間。医師の判断を経た後が望ましい）

※このような事情による自宅待機は欠席ではなく、「出席停止」として取り扱います。

※発熱等の症状が明らかに基礎疾患に起因する場合は、原則として自宅待機は不要です。

※夜に発熱し、翌朝解熱したため病院に行かないまま登校し、学校で体調不良、検査で陽性となった事例があります。発熱等の症状が出た場合、病院で診察を受けるようお願いいたします。

2 その他

・本人または同居の家族など一定の接触がある人が「濃厚接触者になった」または「PCR検査を受検する」場合は、羽島市教育委員会（090-6358-6163）または堀津小学校（058-398-3294）に連絡願います。

・「健康チェックカード」による毎日の健康状態の確認、手指消毒、マスク着用、身体的距離の確保など、基本的な感染症対策の徹底についても、引き続きご協力をお願いいたします。

・対応期間や対応内容については新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更になる可能性があります。